

報告第15号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年11月24日提出

新城市長 下江洋行

専決第8号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月17日専決

新城市長 穂積亮次

- 1 事故発生日時 令和3年6月3日 午後2時00分頃
- 2 事故発生場所 新城市日吉字傳水・南貝津地内 鳥原一般廃棄物管理型埋立処分場
- 3 賠償する相手方 豊川市在住 40代男性
- 4 事故の概要 市職員が小型家電の入ったフレコンバッグを相手方のトラックへ積み込むために移動式クレーンを右旋回で操作したところ、操作を誤りフレコンバッグが相手方に接触し、相手方は荷台から地面に落下し、左踵骨骨挫傷の怪我を負った。
- 5 損害賠償額 237,518円

報告第16号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年11月24日提出

新城市長 下江洋行

専決第10号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月4日専決

新城市長 穂積亮次

- 1 事件発生日時 令和3年8月19日 午前11時35分頃
- 2 事件発生場所 新城市八東穂地内 東郷東児童クラブ
- 3 賠償する相手方 新城市在住 10歳未満男児
40代男性（法定代理人）
- 4 事件の概要 東郷東小学校内の東郷東児童クラブにおいて、児童クラブ支援員が小学校4年生の男子児童との遊びの中で、コマに使う紐により、児童を体操座りにして足を縛り、手を後ろ手にして縛った。児童は縛られた状態のまま歩き出し、前方に転倒し、児童は顎部挫創の怪我を負った。
- 5 損害賠償額 77,016円

第137号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年11月24日提出

新城市長 下江洋行

専決第9号

令和3年度新城市一般会計補正予算（第8号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年10月22日専決

新城市長 穂積亮次

